

【No.7】当連結事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の連結親法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人等であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。

また、連結親法人が適用除外事業者(当連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得金額の年平均額が15億円を超える連結法人等)であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率(15%)を適用していませんか。

【No.1】電子申告義務がある連結親法人(当連結事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社)の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

業種	要否	別表等	* 税務署処理欄 税務署に提出する書類 税務署の取扱い等
連結親法人整理番号	普通法人 (特定の区画法人を除く)	協同組合等又は特定の関係法人	
法人区分	非小法人	小法人	
期末現在の資本金の額又は出資金の額 (同上が1億円以上の普通法人のうち個人に該当しないもの)			
同非区分	特同族会社	同族会社 非同族会社	
山納税地及び旧法人名等			
添付書類	貸借対照表、損益計算書、第三(法別)資本等変動計算書又は損益金別表、規定科目内附明細、労働配分に関する書類、事業計画書、組織再編成に係る契約書の写し、組織再編成に係る移転登記簿等の写し		
申告書	税理士法第30条の書面提出有	適用額明細書提出の有無	
申告書	税理士法第33条の2の書面提出有		
中間申告(場合の計算期間)	令和3年 月 日	令和3年 月 日	

連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	1	
法人税額 (53) + (54) + (55)	2	
法人税額の特別控除額 (別表六の二「三」「四」)	3	
差引法人税額 (2) - (3)	4	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5	
土地増減益 課税土地譲渡利得金額 (別表二「21」「24」+別表三「二」「25」+別表三「二」「26」)	6	
同 上 に対 する 税 額 (22) + (23) + (24)	7	
課税連結留保金額 (別表三の二「四」)	8	
同 上 に対 する 税 額 (別表三の二「八」)	9	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10	

【No.2】連結確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付していますか。

- ① 貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。)
- ② 株主資本等変動計算書等(株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表)
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類
- ⑤ 連結親法人の会社事業概況書(連結親法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。)
- ⑥ 組織再編成に係る契約書等の写し(組織再編成が行われた場合)
- ⑦ 組織再編成に係る主要な事項の明細書(組織再編成が行われた場合)
- ⑧ 適用額明細書(法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合)(租税透明化法第3条)

【No.5】15欄及び43欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

金額 (25) + (26) + (27)	28			
この申告書の連結所得金額又は連結欠損金額 (60)	29			
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求金額 (65)	30			00

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

課税標準の金額に 対する法人税額 (4) + (5) + (7) + (10)の外 の金額の25%	33	
課税標準の金額に 対する法人税額 (9)	34	
課税標準法人税額 (3) + (34)	35	
地方法人税額 (58)	36	
課税連結留保金額に係る地方法人税額 (59)	37	
所得地方法人税額 (36) + (37)	38	
外国税額の控除額 (別表六の二「二」「20」)	40	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41	
差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42	
中間申告分の地方法人税額	43	
差引確定(中間申告の場合はその 地方法人税額)税額とし、マイナスの 場合は、(42)へ記入	44	00

【No.6】地方法人税額の計算につき、別表一の二次葉の56欄~59欄により計算していますか。

【No.6】40欄の金額は、別表六の二(二)の20欄の金額と一致していますか。

この申告による還付金額 (43) - (42)	45	外
この申告により納付すべき地方法人税額 (74)	49	0000
課税標準法人税額 (70)	48	0000
この申告により納付すべき地方法人税額 (74)	49	0000
銀行 本店・支店 郵便局名等		
金庫・総合 出張所 預金		
農協・漁協 本所・支所		
口座 番号		
ゆうちょ銀行の 貯金記号番号		-
*税務署処理欄		

別表一の二 各連結事業年度の連結所得に係る申告書... 令三・四... 以後終了連結事業年度等分

税理士名	
------	--

連結事業年度等	・	・	法人名
	・	・	

法人税額の計算

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53
--	----	-----	----------------------	----

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額
((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)

【No.7】当連結事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の連結親法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人等であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。
また、連結親法人が適用除外事業者（当連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得金額の年平均額が15億円を超える連結法人等）であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率(15%)を適用していませんか。

地方法人税額の計算

連結所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の10.3%相当額	58
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の10.3%相当額	59

この申告が修正申告である場合の計算

法人税額の計算	この申告前の	課税土地譲渡利益金額	61		この申告前の	課税連結留保金額に対する法人税額	69		
		課税連結留保金額	62			課税標準法人税額 (68)+(69)	70	000	
		法人税額	63			確定地方法人税額	71		
		還付金額	64	外		中間還付額	72		
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((16)-(63))若しくは((16)+(64))又は((64)-(28))	65	00		外	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
		この申告前の	連結欠損金等の当期控除額	66			この申告により納付すべき地方法人税額 ((44)-(71))若しくは((44)+(72)+(73))又は((72)-(45))+((73)-(45の外書))	74	00
		翌期へ繰り越す連結欠損金	67						

【No.6】地方法人税額の計算につき、56欄～59欄により計算していますか。

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

同族会社等の判定に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表二
令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

同族会社	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	内	特定同族会社	(21)の上出	【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。	令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分	
	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2			株式数等による判定	%		
	株式数等による判定	3			$\frac{(11)}{(1)}$	12		%
	期末現在の議決権の総数	4	内		(22)の上位1順位の議決権の数	13		
	(20)と(22)の上位3順位の議決権の数	5			議決権の数による判定	%		
	議決権の数による判定	6			$\frac{(13)}{(4)}$	14		%
	の期末現在の社員の総数	7				15		%
【No.9】17欄が50%超で、当連結事業年度終了の時ににおける連結親法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の場合又は連結親法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている場合等において、別表三の二を作成していますか。					定同族会社の判定割合、(14)又は(16)のうち最も高い割合	17		
					定 結 果	18	特定同族会社 同族会社 非同族会社	

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位	判定基準となる株主（社員）及び同族関係者		判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等			
	株式数等	議決権数		被支配会社でない法人株主等		その他の株主等	
				株式数又は出資の金額	議決権の数	株式数又は出資の金額	議決権の数
住所又は所在地	氏名又は法人名	19	20	21	22		
			本人				

【No.8】21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。
【No.8】同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていませんか。

連結所得の金額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	法人名
----------------	-----

別表四の二
令三・四・一以後終了連結事業年度分

【No.11】 1 欄又は 55 欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表四の二付表の 1 欄又は 55 欄の金額の合計額と一致していますか。

加算	減算	当期利益又は当期欠損の額の合計額		円	円	処 分		円
		1	2			配 当	社 外 流 出	
		(別表四の二付表「1」)				②	③	
		減価償却の償却超過額	2				配当 その他	
		役員給与の損金不算入額	3				その他	
			4					
			5					
		小 計	6					
		減価償却超過額の当期認容額	7					
		外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	8					
		受贈益の益金不算入額	9					
		適格現物分配に係る益金不算入額	10					
			11					
		小 計	12					
		仮 (1)+(6)-(12)	13				外※ 外※	
		損金経理をした法人税及び地方税法(附帯税を除く.)	14					
		損金経理をした連結法人税個別帰属額及び連結地方税法個別帰属額	15					
		損金経理をした附帯税(利子税を除く.)の負担額	16					
		損金経理をした道府県民税及び市町村民税	17					
		損金経理をした納税充当金	18					
		損金経理をした附帯税(利子税を除く.)、加算金、延滞金(延納分を除く.)及び過怠税	19					
		小 計	20					
		収益として経理した連結法人税個別帰属額及び連結地方税法個別帰属額	21					
		収益として経理した附帯税(利子税を除く.)の受取額	22					
		納税充当金から支出した事業税等の金額	23					
		法人税等の中間納付額及び過納に係る還付金額	24					
		所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等	25					
		小 計	26					
		仮 (13)+(20)-(26)	27					
		受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「14」)	28					△
		交際費等の損金不算入額 (別表十五の二「5」)	29					
		仮 (27)から(29)までの計	30					
		対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七の二「32」)	31					
		連結超過利子額の損金算入額 (別表十七の二「10」)	32					△
		仮 (30)から(32)までの計	33					
		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	34					△
		寄附金の損金不算入額 (別表十四の二「24」)	35					
		沖繩の認定法人及び国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額 (別表四の二付表「36」)	36					△
		法人税額から控除される所得税額 (別表六の二「6」)	37					
		税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表四の二付表「38」)	38					
		分租調整外国租当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等 (別表八の二「15」)	39					
		連結組合等損失額の損金不算入額又は連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表四の二付表「40」)	40					
		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表四の二付表「41」)	41					※
		仮 (33)+(34)+(35)+(36)+(37)+(38)-(39)+(40)±(41)	42					外※
		契約者配当の益金算入額 (別表四の二付表「43」)	43					
		連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	44					※
		非適格合併又は剰余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	45					※
		仮 ((42)から(45)までの計)	46					外※
		連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」又は「16」)	47					※ △
		仮 (46)+(47)	48					外※
		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表四の二付表「1」)	49					※ △
		農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表四の二付表「9」)	50					△
		農用地等を取付した場合の片割額の損金算入額 (別表四の二付表「5」)	51					△
		関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額及び再投資準備積立額の損金算入額 (別表四の二付表「52」)	52					△
		特別事業開始事業者に対し特定事業活動として行った事業年度の特別認定人の損金算入額又は特別認定取崩しの損金算入額 (別表四の二付表「53」)	53					※
		剰余財産の確定の日に係る連結事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	54					△
		連結所得金額又は連結欠損金額	55					外※

【No.3】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.15】 別表五の二 (二) の 5、10、15、20 及び 29~34 の⑤欄でプラス表示している金額を 14 欄、17 欄及び 19 欄で加算していますか。

【No.17】 別表五の二 (二) の 24 の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を加算していますか。

【No.16】 別表五の二 (二) の 5、10、15 及び 20 の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等 (いずれも還付加算金を除きます。) の額で、各連結法人において雑収入等に計上しているものを 24 欄又は 25 欄で減算していますか。

【No.17】 別表五の二 (二) の 24 の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を 23 欄等で減算していますか。

【No.18】 別表五の二 (二) の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を減算していますか。

個別所得の金額の計算に関する明細書

連 結
事 業 年 度

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表四の二付表

令三・四・一以後終了連結事業年度分

区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	円	円	円
加			配 当
減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	2		そ の 他
役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	3		そ の 他
	4		
	5		
小 計	6		
減			
減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	7		
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	8		※
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	9		※
適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	10		※
	11		
小 計	12		外 ※
仮 計	13		外 ※
	(1)+(6)-(12)		
加			
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	14		
損金経理をした連結法人税個別帰属額 及び連結地方法人税個別帰属額	15		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)の負担額	16		そ の 他
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	17		
損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金	18		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過払税	19		そ の 他
小 計	20		
減			
収益として経理した連結法人税個別帰属額 及び連結地方法人税個別帰属額	21		
収益として経理した附帯税(利子税を除く。)の受取額	22		※
納税充当金から支出した事業税等の金額	23		
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	24		
所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等	25		※
小 計	26		外 ※
仮 計	27		外 ※
	(13)+(20)-(26)		
受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二付表「1」)	28	△	※
交際費等の損金不算入額の個別帰属額 (別表十五の二「22」又は「23」)	29		そ の 他
仮 計	30		外 ※
	(27)から(29)までの計		
対象純支払利子等の損金不算入額の個別帰属額 (別表十七の二(一)「33」)	31		そ の 他
連結超過利子額の損金不算入額の個別帰属額 (別表十七の二(二)付表「8」の計)	32	△	※
仮 計	33		外 ※
	(30)から(32)までの計		
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	34	△	※
寄附金の損金不算入額の個別帰属額 (別表十四の二「36」)	35		そ の 他
沖销の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表上の二(一)「7」又は「12」又は(別表上の二)「8」のうち帰せられる金額)	36	△	※
法人税額から控除される所得税額の個別帰属額 (別表六の二(一)「22」)	37		そ の 他
税額控除の対象となる個別外国法人税の額 (別表六(二)の二「7」)	38		そ の 他
分配時調整外国税相当額の個別帰属額及び外国関係会社等に係る特別控除対象所得 相当額(別表六の二(二)の二「24」+別表十七(三)の六「9」)	39		そ の 他
連結組合等損失額の損金不算入額又は連結組合等 損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	40		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の 損金算入額又は益金算入額(別表十四「20」、「21」又は「23」)	41		※
仮 計	42		外 ※
	(33)+(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)+(41)		
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別表九(一)「13」)	43		
連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損 金額の益金算入額の個別帰属額(別表七の二付表「12」)	44		※
非適格合併又は残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	45		※
仮 計	46		外 ※
	(42)から(45)までの計		
連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額(別表七の二付表「19」の計) + (別表七の二付表「9」若しくは「21」又は別表七の二付表五「10」)	47	△	※
仮 計	48		外 ※
	(46)+(47)		
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表上(一)「43」)	49	△	※
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表上(一)「14」「10」)	50	△	
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十四)「43」の計)	51	△	
関西国際空港整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金 積立額の損金算入額(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「16」又は別表十二(十五)「12」)	52	△	
特別事業開始事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額 の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額(別表十二(二)「20」-「17」)	53		※
残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る 事業税及び特別法人事業税の損金算入額	54	△	
個 別 所 得 金 額 又 は 個 別 欠 損 金 額	55		外 ※

【No.11】各連結法人の1欄又は55欄の金額の合計額は、別表四の二の1欄又は55欄の金額と一致していますか。

連結利益積立金額の計算に関する明細書

区 分		期首現在連結利益積立金額 ①	当 期 の 増 減		差引翌期首現在連結利益積立金額 ①-②+③ ④	
			減	増		
			②	③		
各連結法人の連結個別利益積立金額	1	円	円	円	円	
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
小 計	14					
納 税 充 当 金	15					
未納法人税等 (退職年金等積立金に対するものを除く。)	未納連結法人税及び未納連結地方法人税 (附帯税を除く。)	△	△	中間	△	△
				確定	△	
	未納法人税及び未納地方法人税 (附帯税を除く。)	△	△	△		△
				中間	△	
未納道府県民税 (均等割額を含む。)	△	△	中間	△	△	
			確定	△		
未納市町村民税 (均等割額を含む。)	△	△	中間	△	△	
			確定	△		
差 引 合 計 額	20					

別表五の二(一)
令三・四・一以後終了連結事業年度分

【No.13】 1欄～13欄の金額は、各連結法人の別表五の二(一)付表一の19欄の金額をそれぞれ記載していますか。

【No.3】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.4】 前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.12】 別表四の二と別表五の二(一)の検算額は、20④欄の金額と一致していますか。
【検算式】
 〈納付の場合〉
 別表四の二の55②欄 + 別表五の二(一)の20①欄 + 別表五の二(一)の16～19の③欄の合計額
 - 別表五の二(一)の16③確定欄 - 別表一の二の16欄 - 別表一の二の44欄
 = 別表五の二(一)の20④欄
 〈還付の場合〉
 別表四の二の55②欄 + 別表五の二(一)の20①欄 + 別表五の二(一)の16～19の③欄の合計額
 - 別表五の二(一)の16③確定欄 + 別表一の二の28欄 + 別表一の二の45欄
 = 別表五の二(一)の20④欄

連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書

連 結 事業年度	・ ・	法人名	()
-------------	--------	-----	-----

別表五の二(一)付表一
令三・四・一以後終了連結事業年度分

I 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期首現在連結 個別利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在連結 個別利益積立金額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
利 益 準 備 金	1 円			
積 立 金	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
繰 越 損 益 金 (損は赤)	18			
小 計	19			
納 税 充 当 金	20			
未払連結法人税個別帰属額等 (退職年金等積立金に対するものを除く。)	未払連結法人税個別帰属額及び未払連結 地方法人税個別帰属額	21		中間 確定
	未納法人税及び未納地方法人税 (附帯税を除く。)	22	△	△
	未納道府県民税 (均等割額を含む。)	23	△	中間 △ 確定 △
	未納市町村民税 (均等割額を含む。)	24	△	中間 △ 確定 △
差 引 合 計 額	25			

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.13】各連結法人の19欄の金額を、別表五の二(一)1欄~13欄の金額にそれぞれ記載していますか。

II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書

区 分	期首現在連結 個別資本金等の額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在連結 個別資本金等の額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
資 本 金 又 は 出 資 金	26 円			
資 本 準 備 金	27			
	28			
	29			
差 引 合 計 額	30			

【No.42】連結親法人の30④欄の金額(マイナスの場合は0)を、別表十四の二の10欄に記載していますか。

連結法人の租税公課の納付状況等に関する
明細書

連結
事業年度

【No.3】当連結事業年度に適用さ
れる別表を使用していますか。

別表五の二(二)
令三・四・一以後終了連結事業年度分

税目及び連結事業年度	期首現在 未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在 未納税額 ①+②-③-④-⑤ ⑥
			充当金取崩し による納付 ③	仮払経理に よる納付 ④	損金経理に よる納付 ⑤	
連結法人	円		円	円	円	円
当期分						
中						
間						
確						
計						
法人税及び地方法人税						
道府県民税						
市町村民税						
特別法人事業税及び事業税						
その他						
損金算入のもの						
利子税						
延滞金(延納に係るもの)						
損金不算入のもの						
加算税及び加算金						
延滞税						
延滞金(延納分を除く。)						
過怠税						
計						
期首納税充当金	35					
繰入額						
損金経理をした納税充当金	36					
計	37					
取崩額						
法人税額等	38					
事業税及び特別法人事業税	39					
計	40					
損金算入のもの						
損金不算入のもの						
計						
仮払税金消却						
計						
期末納税充当金						

【No.4】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.14】各欄の金額は、各連結法人の別表五の二(二)付表の各該当欄の金額の合計額と一致していますか。

【No.16】5、10、15及び20の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、各連結法人において雑収入等に計上しているものを別表四の二の24欄又は25欄で減算していますか。

【No.17】24の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を別表四の二の23欄等で減算していますか。
【No.17】24の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を別表四の二で加算していますか。

【No.18】「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四の二で減算していますか。

【No.15】5、10、15、20及び29～34の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の二の14欄、17欄及び19欄で加算していますか。

35

各連結法人の租税公課の納付状況等に関する
明細書

連 結 事 業 年 度 . . . 法 人 名 ()

別表五の二(二)付表
令三・四・以後終了連結事業年度分

税目及び連結事業年度等			期首現在額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在額 ①+②-③-④-⑤ ⑥
					充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	
法地 人方 税法 及人 び税	:	:	1	円	円	円	円	円
			2					
	当 期 分	中	3	円				
		確 定	4					
	計		5					
道 府 県 民 税	:	:	6					
			7					
	当 期 分	中	8					
		確 定	9					
	計		10					
市 町 村 民 税	:	:	11					
			12					
	当 期 分	中	13					
		確 定	14					
	計		15					
事 業 法 人 事 業 税 及 事 業 税	:	:	16					
			17					
	当 期 中 間 分		18					
	計		19					
そ の 他	損 金 算 入 の も の	利 子 税	20					
		延滞金 (延納に係るもの)	21					
			22					
	損 金 不 算 入 の も の	加算税及び加算金	24					
		延滞税	25					
		延滞金 (延納分を除く。)	26					
		過 怠 税	27					
			28					
			29					
納 税 充 当 金 の 計 算								
期 首 納 税 充 当 金	30			円	取 崩 額	損 金 算 入 の も の	36	円
繰 入 額	損金経理をした納税充当金			31		損 金 不 算 入 の も の	37	
				32			38	
	計			33		仮 払 税 金 消 却	39	
取 崩 額	法 人 税 額 等			34		計	40	
	事業税及び特別法人事業税			35	期 末 納 税 充 当 金	41		
各連結法人の連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細								
連 結 事 業 年 度			期首現在額 ①	当期発生額 ②	当 期 中 の 決 済 額		期末現在額 ⑤	
					支 払 額 ③	受 取 額 ④		
:	:	:	42	円	円	円	円	
			43					
当 期 分	:	:	44	中間	円			
				確定				
計			45					

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.14】別表五の二(二)各欄の金額は、各連結法人の別表五の二(二)付表の各該当欄の金額の合計額と一致していますか。

国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に
関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表六(二)付表一

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外事業所等の名称等	名 称	1				
	国 名 又 は 地 域 名	2				
	所 在 地	3				
	主 たる 事 業	4				
区 分			国外所得対応分	①のうち非課税所得分	国外所得対応分	③のうち非課税所得分
			①	②	③	④
国外事業所等帰属所得に係る 当期利益又は当期欠損の額		5	円	円	円	円
(5)のうち内部取引に係る利益又は損失の額		6				
加	納付した控除対象外国法人税額又は 個別控除対象外国法人税額	7				
	交際費等の損金不算入額	8				
	貸倒引当金の戻入額	9				
	国外事業所等に帰せられるべき資本に 対応する負債の利子の損金不算入額 (別表六(二)付表二「16」)	10				
		11				
		12				
		13				
		14				
	小 計	15				
	減	貸倒引当金の繰入額	16			
銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額 (別表六(二)付表二「20」)		17				
保険会社の投資資産超過額に係る 投資収益の益金不算入額 (別表六(二)付表四「29」)		18				
		19				
		20				
算		21				
		22				
	小 計	23				
仮 計 (5) + (15) - (23)		24				
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (24の①) + (24の③)					25	円
(25)のうち非課税所得の金額 (24の②) + (24の④)					26	

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.22】各連結法人の25欄の金額の合計額は、別表六の二(二)の8欄の金額と一致していますか。
【No.23】各連結法人の26欄の金額及び別表六の二(二)付表の43②欄の金額の合計額(マイナスの場合は0)は、別表六の二(二)の11欄の金額と一致していますか。

連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法 人 名	()
----------------------------	-------------	-------------	-----

別表六の二(一)
令三・四・一以後終了連結事業年度分

区 分	収 入 金 額 ①	②のうち控除を受ける 所得税額	
		①について課される 所得税額	②
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	円		
剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）			
集团投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当			

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.19】復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。
【No.21】集团投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額を記載していませんか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六の二(二の二)を作成していますか。）。

個 別 法 に よ る 場 合	銘 柄	収 入 金 額 7	所 得 税 額 8	配 当 等 の 計 算 期 間 9	(9)のうち元本 所有期間 10	所有期間割合 10 (小数点以下3 9) (位未満切上げ)	控除を受ける 所得税額 (8) × (11)
		円	円	月	月		円

銘 柄 別 簡 便 法 に よ る 場 合	銘 柄	各 連 結 法 人 の 収 入 金 額 の 合 計 13	各 連 結 法 人 の 所 得 税 額 の 合 計 14	各 連 結 法 人 の 配 当 等 の 計 算 期 末 の 所 有 元 本 本 数 等 の 合 計 15	各 連 結 法 人 の 配 当 等 の 計 算 期 首 の 所 有 元 本 本 数 等 の 合 計 16	(15)-(16) 2又は12 (マイナスの 場合は0)	所有元本割合 (17) (15) (小数点以下3 位未満切上げ) (1を越える場合は1)	控除を受ける 所得税額 (14) × (18)
		円	円					円

【No.20】12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていますか。
(例) ・ 公社債及び預貯金の利子
・ 合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配
・ 特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当
・ 資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配

計		個 別 帰 属 額 の 計 算	
連 結 法 人 名		個 別 帰 属 額 (23の計)+(25の計)+(26の計)	22
銘 柄 等	配 当 等 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額		
	個 別 法 に よ る 場 合 (12)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	銘 柄 別 簡 便 法 に よ る 場 合 (14)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	24 × (19) (14)
	23	円	円
		円	円
計			

連結事業年度における外国税額の控除に関する
明細書

連結
事業
年度等

【No.3】当連結事業年度に適用される別
表を使用していますか。

別表六の二(二)

令三・四・一以後終了連結事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

		円		円	
当 期 の 連 結 控 除 限 度 所 得 の 金 額 の 計 算	当期の連結控除限度額の計算	計	7	当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「17」の合計)	16
	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額)	14
	年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「34の①」)	4		算連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$	15
	【No.22】8欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の25欄の金額の合計額と一致していますか。 【No.22】9欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の43①欄の金額の合計額と一致していますか。			外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)	20
	【No.23】11欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の26欄の金額及び別表六の二(二)付表の43②欄の金額の合計額(マイナスの場合は0)と一致していますか。			計	18
	【No.24】12欄、14欄又は15欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表六の二(二)付表の8欄、9欄又は2欄の金額と一致していますか。			外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)	20
	【No.25】16欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の17欄の金額の合計額と一致していますか。 【No.25】20欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の49欄の金額の合計額と一致していますか。			計	18
	【No.22】8欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の25欄の金額の合計額と一致していますか。 【No.22】9欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の43①欄の金額の合計額と一致していますか。			計	7
	【No.23】11欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の26欄の金額及び別表六の二(二)付表の43②欄の金額の合計額(マイナスの場合は0)と一致していますか。			計	7
	【No.24】12欄、14欄又は15欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表六の二(二)付表の8欄、9欄又は2欄の金額と一致していますか。			計	7
	【No.25】16欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の17欄の金額の合計額と一致していますか。 【No.25】20欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の49欄の金額の合計額と一致していますか。			計	7
	【No.22】8欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の25欄の金額の合計額と一致していますか。 【No.22】9欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の43①欄の金額の合計額と一致していますか。			計	7
	【No.23】11欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の26欄の金額及び別表六の二(二)付表の43②欄の金額の合計額(マイナスの場合は0)と一致していますか。			計	7
	【No.24】12欄、14欄又は15欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表六の二(二)付表の8欄、9欄又は2欄の金額と一致していますか。			計	7
	【No.25】16欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の17欄の金額の合計額と一致していますか。 【No.25】20欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の49欄の金額の合計額と一致していますか。			計	7

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

		円	
の 計 算	(17) × 10.3% - ((別表六の二(二)付表一の③) + (別表十七(三の六)「5」) - (17)と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	18	
	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)		20
	除限度額		19

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連結事業年度等	法人名	()
---------	-----	-----

別表六の二(二)付表

令三・四・一以後終了連結事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1	円	区 分
			国外所得対応分
			① のうち 非課税所得分
			① ②
当期の連結控除限度額 (別表六の二(二)「15」)	2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額
当期の連結控除限度額	2		19
納付した個別控除 対象外国法人税額	3		20
交際費等の損金不算 入額の個別帰属額	4		21
貸倒引当金の戻入額	5		22
(3) + (4) (マイナスの場合は0)	6		23
非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表「26」 (マイナスの場合は0)	7		24
(5) - (6) (マイナスの場合は0)	8		25
別表六の二(二)「12」の金額	9		26
調整連結国外所得金額 (別表六の二(二)「14」)	10		27
$(9) \times \frac{(7)}{(8)}$	11		28
個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額)	12		29
各連結法人の個別調整 国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)	13		30
連結控除限度個別帰属額 $(2) \times \frac{(11)}{(12)}$	14		31
法第81条の15第1項 により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額)	15		32
法第81条の15第2項 により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	16		33
法第81条の15第3項 により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	17		34
計 (14) + (15) + (16)	18		35
個別帰属額 (17)	18		36
			37
			38
			39
			40
			41
			42
			43
			44
			45
			46
			47
			48
			49
			50
			51
			52
			53
			54
			55
			56
			57
			58
			59
			60
			61
			62
			63
			64
			65
			66
			67
			68
			69
			70
			71
			72
			73
			74
			75
			76
			77
			78
			79
			80
			81
			82
			83
			84
			85
			86
			87
			88
			89
			90
			91
			92
			93
			94
			95
			96
			97
			98
			99
			100

【No.24】各連結法人の8欄、9欄又は2欄の金額は、それぞれ別表六の二(二)の12欄、14欄又は15欄の金額と一致していますか。

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.25】各連結法人の17欄の金額の合計額は、別表六の二(二)の16欄の金額と一致していますか。

【No.22】各連結法人の43①欄の金額の合計額は、別表六の二(二)の9欄の金額と一致していますか。
【No.23】各連結法人の別表六(二)付表一の26欄の金額及び別表六の二(二)付表の43②欄の金額の合計額(マイナスの場合は0)は、別表六の二(二)の11欄の金額と一致していますか。

【No.25】各連結法人の49欄の金額の合計額は、別表六の二(二)の20欄の金額と一致していますか。

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の個別控除対象 外国法人税額 (1)	44	円	地方法人税控除限度額 (別表六の二(二)「19」)
連結控除限度個別帰属額 (13)	45		地方法人税の控除限度個別帰属 $(47) \times \frac{(11)}{(12)}$
差引個別控除対象外国法人税額 (14) - (15)	46		控除できる金額 (16)と(18)のうち少ない金額)
			49

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

連結 事業 年度	：	：	法人名	()
----------------	---	---	-----	-----

別表六の二(三)

令三・四・一以後終了連結事業年度分

法人税額の特別控除額及び調整前連結税額超過額の計算			
各連結法人の当期税額控除可能額の合計額 (6の合計)	1	円	法人税額の特別控除額 (1)と(3)のうち少ない金額)
調整前連結税額 (別表一の二「2」)	2		調整前連結税額超過額
当期税額基準額 (2) × $\frac{90}{100}$	3		
当期税額控除可能額及び調整前		当期税額控除可能額	調整前連結税額超過構成額
適用を受ける各特別控除制度		6	7
一般試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	① 別表六の二(五)「23」	円
中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	② 別表六の二(六)「19」	
特別試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	③ 別表六の二(九)「12」	
高度省エネルギー増進設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	④ 別表六の二(十)「15」	
中小連結法人が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑤ 別表六の二(三)付表「1の③」	別表六の二(三)付表「2の③」
	当期分	⑥ 別表六の二(十一)「25」	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑦ 別表六の二(三)付表「1の⑧」	別表六の二(三)付表「2の⑧」
	当期分	⑧ 別表六の二(十二)「26」	
国家戦略特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑨ 別表六の二(十三)「23」	
国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑩ 別表六の二(十四)「23」	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑪ 別表六の二(十五)「17」	
地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑫ 別表六の二(十六)「16」	
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑬ 別表六の二(十七)「41」	
		⑭ 別表六の二(十七)「47」	
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分	⑮ 別表六の二(十八)「25」	
特定中小連結法人が経営改善設備を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑯ 別表六の二(三)付表「1の⑩」	別表六の二(三)付表「2の⑩」
	当期分	⑰ 別表六の二(十九)「25」	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑱ 別表六の二(三)付表「1の⑪」	別表六の二(三)付表「2の⑪」
	当期分	⑲ 別表六の二(二十)「26」	
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除	当期分	⑳ 別表六の二(二十一)「22」	
中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除	当期分	㉑ 別表六の二(二十二)「19」	
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉒ 別表六の二(二十四)「17」	
中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉓ 別表六の二(二十五)「17」	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉔ 別表六の二(二十七)「15」	
革新的情報産業活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉕ 別表六の二(二十八)「21」	
事業適応設備を取付した場合等の法人税額の特別控除	当期分	㉖ 別表六の二(二十九)「39」	
		㉗ 別表六の二(二十九)「43」	
		㉘ 別表六の二(二十九)「47」	
特定復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉙ 別表六の二(三)付表「1の⑫」	別表六の二(三)付表「2の⑫」
	当期分	㉚ 別表六の二(三十)「31」	
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉛ 別表六の二(三十一)「28」	
合計			(5)

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.26】複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。

特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書

		連 結 事 業 年 度	：	：	法 人 名	()
継 続 給 雇 用 者 係 属 給 与 要 件	継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(17の①)の合計)	1				円
	継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の((17の②)又は(17の③)) の合計)	2				円
	((1) > (2)) 又は ((1) = (2) = 0)	3			該当・非該当	
国 内 設 備 投 資 額 に 係 る 要 件	国内設備投資額の合計額 (各連結法人の(18)の合計)	4				円
	当期償却費総額の合計額 (各連結法人の(21)の合計)	5				円
	当期償却費総額の合計額の30%相当額 $(5) \times \frac{30}{100}$	6				円
	(4) > (6)	7			該当・非該当	
<p>【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。</p>						
<p>(8) ≤ (9)</p>						
<p>10 該当・非該当</p>						
<p>各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算</p>						
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算		
		当 期	前 連 結 事 業 年 度 等	前一年連結事業年度等特定期間		
		①	②	③		
連結事業年度等又は事業年度等	11	：	：	：	：	：
継続雇用者に対する給与等の支給額	12					円
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	13					円
同上のうち雇用安定助成金額	14					円
差 引 (12) - (13) 又は ((12) - (13) + (14))	15					円
当 期 の 月 数 (11の③)の月数	16					円
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (15) 又は ((15) × (16))	17					円
各 連 結 法 人						
国内設備投資額	18			剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他(19)以外の金額	20	円
損益計算書に計上された減価償却費の額	19			当 期 償 却 費 総 額 (19) + (20)	21	円

別表六の二(四)
令三・四・以後終了連結事業年度分

【No.27】 連結法人（連結親法人が中小連結法人で、適用除外事業者には該当しない場合等を除きます。）が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。

- ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（別表六の二(五)、六の二(九)）
- ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度（別表六の二(十五)）
- ③ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度（別表六の二(二十七)）
- ④ 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除制度（別表六の二(二十九)）

中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度	：	：	法人名	
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(六)付表「2」)	1	円				円
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(六)付表「2」)	1	円				円
控除対象試験研究費の額の合計額	2					
(1)のうち中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3					
控除対象試験研究費の額の合計額 (2) + (3)	4					
比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	5					
増減試験研究費割合 (1) - (5)	6					
増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7					
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	8	円				円
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	9					
割増前税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{8 \text{又は} 9.4}{100}) \times (0.3 \text{又は} 0.35)$ (0.12未満の場合又は(5)=0の場合は0.12)	10					
(9) > 10% の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	11					
税額控除割合 (10) + (10) × (11) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12					
中小連結法人税額控除限度額 (4) × ((12)又は0.12)	13					
調整前連結税額 (別表一の二「2」)	14					
連以前に法人開始する年連結が事業年度結算基準年度の3月31日の						
当期税額基準額 (9) > 10% の場合の特例加算割合 $((9) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	16					
基準年度の3月31日の						
当期税額基準額 (14) × ((15)、(0.25 + (16))又は0.25 + (17))	18					
当期税額控除可能額 (13)と(18)のうち少ない金額	19					
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の②」)	20					
法人税額の特別控除額 (19) - (20)	21					

別表六の二(六)
令三・四・一以後終了連結事業年度分

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.28】 中小連結法人以外の連結法人又は適用除外事業者であるにもかかわらず、中小連結法人向けの法人税額の特別控除制度を適用していませんか。

連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	結 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	------------------	-----

別表七の二付表一
令三・四・一以後終了連結事業年度分

連結欠損金当期控除額の計算

控除前連結所得金額 (別表四の二「46の①」)	1	円	連結所得金額控除限度額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$	2	円							
発生連結事業年度	3		特定連結欠損金当期控除額の計算 (3)のうち特定当期控除額		非特定連結欠損金当期控除額の計算 (3)のうち非特定当期控除額							
発生連結事業年度			<p>【No.29】 2欄の金額は、連結欠損金控除前の連結所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる連結事業年度を除きます。</p> <p>① 連結親法人が、当連結事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の連結事業年度（法第81条の9第8項第1号該当）</p> <p>② 連結親法人の更生手続開始の決定の日等からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第2号該当）</p> <p>③ 連結親法人の設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する連結事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する連結事業年度を除きます。）（同項第3号該当）</p>									
発生連結事業年度	9	円	10	円	11	円	12	円	13	円	14	円

【No.4】 前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.3】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

発生連結事業年度	15	円	16	円	17	円	18	円	19	円	20	円
計												

連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の計算

連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	21	円	繰戻し還付 連結欠損金の繰戻し額 (別表七の二「3の当期分」)	25	円
個別欠損金額 (別表四の二付表「55の①」)	22		各連結法人の連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額 (各連結法人の(24)の合計額)	26	
各連結法人の個別欠損金額の合計額 (各連結法人の(22)の合計額)	23		連結欠損金の繰戻し額の個別帰属額 (24) × (26)	27	
連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額 (21) × (23)	24		連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の翌期繰越額 (24) - (27)	28	

連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	法人名
-------------	-----

別表八の二
令三・四・一以後終了連結事業年度分

完全子法人株式等に係る受取配当等の額	1	円
受取配当等の額	2	
【No.37】4欄の金額に、各連結法人が他の連結法人に対して支払う社債利息及び手形の割引料等の額の合計額を含めていますか。	3	
【No.36】3欄の金額は、各連結法人の損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の額の合計額（別表四の二付表において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額）と一致していますか。	4	
株式の計算	受取配当等の額から控除する負債利息等	$(7) \times \frac{(9)}{(8)}$
【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。	その他株式等に係る受取配当等の額（25の計）	
【No.39】17欄の金額は、各連結法人の貸借対照表の金額に法令第155条の8及び連基通3-2-7~3-2-9の調整をした後の金額の合計額となっていますか。	5	
【No.40】18欄の金額は、各連結法人の別表五の二（一）付表一に記載された評価損益を調整した後の期末関連法人株式等（他の内国法人の発行済株式等の3分の1を超える数等を当期又は前期の期末日以前6月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人の株式等）の税務上の帳簿価額となっていますか。	12	
【No.38】最初連結事業年度の場合、前期末現在額（15欄~18欄）を0としていますか。	15	16
総資産価額の明細	17	18
総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利息等の元本の負債の額等	総資産価額（15）-（16）
前期末現在額	円	円
当期末現在額		
計		

受取配当等の額の明細

完全子法人株式等	発行法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当	19		
【No.30】19欄、22欄、25欄、33欄又は34欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。							
計							
関連法人株式等	発行法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の額（20）-（21）
【No.32】20欄の金額に、関連法人株式等（その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。					20	21	22
計							
その他株式等	発行法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額（23）-（24）
【No.33】23欄の金額に、その他株式等（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。					23	24	25
計							
非支配目的株式等	発行法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額
【No.35】29欄には保険業を行う連結法人が受ける配当等の額を、30欄にはその他の事業を行う連結法人が受ける配当等の額を記載していますか。					26	27	28
【No.34】29欄又は30欄の金額に、非支配目的株式等（その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。					29	30	31
計							

【No.31】19欄の金額に、完全子法人株式等（その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。

【No.32】20欄の金額に、関連法人株式等（その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。

【No.33】23欄の金額に、その他株式等（完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。

【No.35】29欄には保険業を行う連結法人が受ける配当等の額を、30欄にはその他の事業を行う連結法人が受ける配当等の額を記載していますか。

【No.34】29欄又は30欄の金額に、非支配目的株式等（その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等）に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

連 結 業 度 法人名 ()

別表十の二(二) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

I 収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書											
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡資産の帳簿価額	12		円				
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	. .	同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額	13						
	収用換地等による譲渡年月日	3	. .	譲渡経費の額	14						
	譲渡資産の種類	4		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15						
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。							
	同補償金に相当する部分の額	6									
	経費補償金に相当する部分の額	7									
	移転補償金に相当する部分の額	8									
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9									
	特別控除に係る交換取得資産の価額	10			特別控除残額	21					
同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	11		特別控除額 ((18)又は(19)と(21)のうち少ない金額)	22							

II 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	23		当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定を受けた金額	33		円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	(. .)	特別控除残額	34		
取得した対価の額	25		特別控除額 ((32)と(34)のうち少ない金額)	35		
交換取得資産の価額	26		当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定を受けた金額	36		
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27		特別控除残額	37		
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28		特別控除額 ((32)と(37)のうち少ない金額)	38		
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	29	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定を受けた金額	39		
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	30	特別控除			
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31	特別控除額 ((32)と(40)のうち少ない金額)			
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32		当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき特別控除の規定を受けた金額			

【No.41】資産の譲渡に係る連結所得の特別控除制度の適用を受ける場合、連結グループ内における同一暦年での連結所得の特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(48~51欄)。

III 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45	円	各連結法人の合計額の計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(45)の合計)	48	円
個別連結法人帰属損金不算入額 ((48) - (51)) × (45) / (48)	46			特別控除残額	5,000万円 - (49)	50	
特別控除額の個別帰属額 (45) - (46)	47			特別控除額 ((48)と(50)のうち少ない金額)		51	

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する
明細書

連 事 年	結 業 度	法人名	円	円	
一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支出した寄附金の金額 (25の計)	1		円	
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (26の計)	2			
	その他の寄附金額	3			
	計 (1)+(2)+(3)	4			
	完全支配関係がある法人 に対する寄附金額	5			
	計 (4)+(5)	6			
	連結所得金額仮計 (別表四の二「33の①」+「34の①」)	7	指定寄附金等の金額 (1)	18	
	寄附金支出前連結所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	8	国外関連者に対する寄附金額	19	
	同上の $\frac{2.5 \text{又は} 1.25}{100}$ 相当額	9	(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4)-(19)	20	
	連結親法人の期末の連結個別資本金等の額 (別表五の二(一)付表一「30の④」) (マイナスの場合は0)	10	損金不 算入 額	21	
	同上の月数換算額 (10) $\times\frac{1}{12}$	11	同上のうち損金の額に算入されない金額 (20)-(9)又は(13)-(17)-(18)	22	
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12	国外関連者に対する寄附金額 (19)	23	
	一般寄附金の損金算入限度額 (9)+(12) $\times\frac{1}{4}$	13	完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	24	
		計 (21)+(22)+(23)			

【No.3】当連結事業年度に適用される別
表を使用していますか。

別表十四の二
令三・四・一以後終了連結事業年度分

指定寄附金等に関する明細				
寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の用途	寄附金額 25 円
【No.42】10欄の金額は、連結親法人の別表五 の二(一)付表一の30④欄の金額(マイナスの 場合は0)を記載していますか。				

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細				
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定 特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 26 円
計				

その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細				
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額 円

個別帰属額の計算						
連結法人名						
当 該 連 結 法 人 が 支 出 し た 寄 附 金	指定寄附金等の金額	27	円	(17)のうち当該連結法人が支出した特定公益増進法人等に対する寄附金額に係る部分に相当する金額	34	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額	28		$(17) \times \frac{(28)}{(2)}$		
	その他の寄附金額	29		損金不算入額(21)のうち当該連結法人に帰せられる金額	35	
	計 (27)+(28)+(29)	30		$(21) \times \frac{(32)-(27)-(34)}{(20)-(17)-(18)}$		
	国外関連者に対する寄附金額	31		個別 帰 属 額	36	
	(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30)-(31)	32		$(31) + (33) + (35)$		
完全支配関係がある法人に対する寄附金額	33					

交際費等の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

別表十五の二
令三・四・一以後終了連結事業年度分

支出交際費等の額の合計額 (20の⑤)	1	円				損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額 (21の⑤) × $\frac{50}{100}$	2					損金不算入額 (1)-(4)	5	
中小連結法人の定額控除限度額 [(1)の金額又は800万円 × $\frac{1}{12}$] (相当額のうち少ない金額)	3					計		
法人名								
科目		①	②	③	④	⑤		
交際費	6	円	円	円	円			
	10							
	11							
	12							
	13							
	14							
	15							
	16							
	17							
支出額の合計額	18						円	
交際費等の額から控除 される費用の額の合計額	19							
差引交際費等の額 (18)-(19)	20							
同上のうち接待飲食費の額	21							
支出接待飲食費損金算入基準の適用がある場 合又は支出交際費等の損金算入額がない場合 (20)-(21) × $\frac{50}{100}$	22							
同上以外の場合 (20の①)、(20の②)、 (20の③)又は(20の④) (5) × $\frac{1}{(20の⑤)}$	23							

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.43】当連結事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が100億円超の連結親法人であるにもかかわらず、21欄の計算をしていませんか。また、これらの額が1億円を超える連結親法人、又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。

貸借対照表（令和4年3月31日現在）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売掛金		未払費用	
有価証券		短期借入金	
製品		未払法人税等	
仕掛品		賞与引当金	
材料		製品保証引当金	
貯蔵品		未払消費税額等	
短期貸付金		固定負債	
前払費用		長期借入金	
繰延税金資産		社 債	
その他		退職給付引当金	
貸倒引当金		役員退職引当金	
		繰延税金負債	
固定資産		負債合計	
有形固定資産		(純資産の部)	
建物		株主資本	
建物附属設備		資本金	
機械及び装置		資本剰余金	
車両及び運搬具		資本準備金	
土地		その他資本剰余金	
建物仮勘定		利益剰余金	
無形固定資産		利益準備金	
借地権		その他利益剰余金	
施設利用権		×××準備金	
営業権		〇〇〇積立金	
投資その他の資産		別途積立金	
投資有価証券		繰越利益剰余金	
長期貸付金		自己株式	
前払年金費用		評価・換算差額等	
貸倒引当金		その他有価証券評価差額金	
		純資産合計	
資産合計		負債及び純資産合計	

【No.10】連結親法人の貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を別表二の1欄の内書に記載していますか。



自己株式